

平成27年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社エービーシー・マート
代表者名 代表取締役社長 野口 実
(コード番号2670 東証第一部)
問合せ先 取締役経営企画室長 小島 穰
(TEL. 03-3476-5452)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月27日開催予定の第30回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、取締役及び取締役会の規定に、監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役及び監査役会の規定を削除するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条(取締役の責任免除)を新設するものであります。この新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、会計監査人に関する規定につきまして、会社法第338条、第344条、及び第399条に定められた事項のため、削除を行うとともに、これらの変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年5月27日(水)

定款変更の効力発生日 平成27年5月27日(水)

以上

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>第 5 条～第 1 6 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第 1 7 条 当社は、取締役会を置く。</p> <p><u>(取締役の員数)</u></p> <p>第 1 8 条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p><新設></p> <p><u>(取締役の選任方法)</u></p> <p>第 1 9 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>(取締役の任期)</u></p> <p>第 2 0 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 <現行どおり></p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第 5 条 当社は、株主総会、取締役及び監査等委員である取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 6 条～第 1 7 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 並びに監査等委員会</p> <p><削除></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 1 8 条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 1 9 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役 (<u>監査等委員である取締役を含む。</u>) の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役 (<u>監査等委員である取締役を含む。</u>) の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 2 0 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第22条</u> ＜条文省略＞ (取締役会の招集手続)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ＜新設＞ ＜新設＞</p> <p>(取締役会の決議及び決議の省略)</p> <p><u>第24条</u> ＜条文省略＞</p> <p>2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が当該提案について異議を述べなかったときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞</p>	<p>＜削除＞</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第21条</u> ＜現行どおり＞ (取締役会の招集通知)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> (監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第23条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第24条</u> ＜現行どおり＞</p> <p>2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第27条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第26条</u> ＜条文省略＞</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>＜新設＞</p>	<p>＜削除＞</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第28条</u> ＜現行どおり＞</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> (監査役及び監査役会の設置)</p> <p><u>第28条</u> 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第29条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第30条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集手続)	
<p><u>第32条</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
(監査役会の決議方法)	
<p><u>第33条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
(監査役会の議事録)	
<p><u>第34条</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p><削除></p>
(監査役会規程)	
<p><u>第35条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
(常勤監査役)	
<p><u>第36条</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
(報酬等)	
<p><u>第37条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<u>第6章 会計監査人</u>	<削除>
(会計監査人の設置)	
<p><u>第38条</u> <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>	<p><削除></p>
(会計監査人の選任)	
<p><u>第39条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p><削除></p>
(会計監査人の任期)	
<p><u>第40条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>	
(会計監査人の報酬等)	
<p><u>第41条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p><削除></p>
<u>第7章 計算</u>	<u>第5章 計算</u>
<p><u>第42条～第45条</u> <条文省略></p>	<p><u>第31条～第34条</u> <現行どおり></p>

以上